

取組項目	経営方針 3 (3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	①建築物におけるファシリティマネジメントの推進		

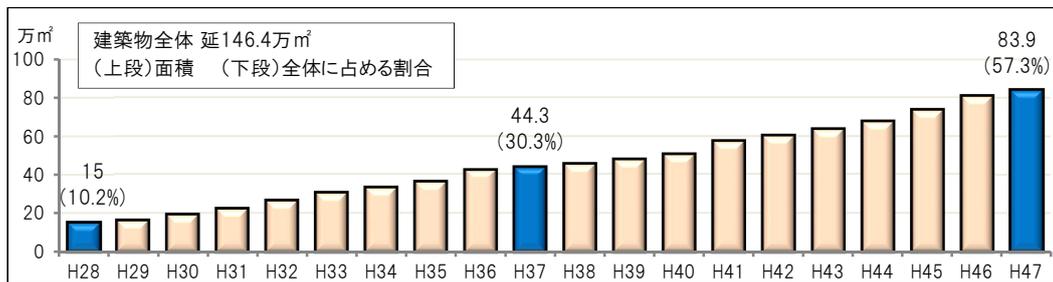
1. 現状、課題、これまでの取組状況

公の施設については、平成 17 年度から施設のあり方の検討に着手し、「公の施設見直し計画」に基づき、施設の廃止、移管・売却、抜本的見直し等の取組を進めてきました。また、県立高等学校についても、平成 24 年 12 月に策定した「県立高等学校再編計画」に基づく取組を進めています。

こうした取組により、公の施設については、量的な見直しが一定進みましたが、一方、庁舎や学校も含めた県有建築物の老朽化が進行しており、将来の更新や維持管理に要する財政負担が県政の新たな課題となっています。

このため、平成 26 年 5 月に「滋賀県県有施設利活用基本指針」を策定し、ファシリティマネジメントの取組を推進しています。

建築後 50 年以上の建物の面積の状況(見込)



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

「県有施設利活用基本指針」に基づき、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱としたファシリティマネジメントの取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係る経費の縮減・平準化を図ります。

(2) 具体的な取組内容

①施設総量の適正化

人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズの変化を踏まえ、施設総量の適正化を図るため、平成 26 年度に実施した「施設評価」に基づき、施設の廃止、統合等に向けた検討や関係機関等との調整を進めます。

新②施設の長寿命化

平成 26 年度に策定した「長寿命化ガイドライン」に基づき、長寿命化対象施設において、「長期保全計画 (計画期間 30 年)」を順次策定し、中長期的かつ計画的に予防保全工事を実施することにより、建物の使用期間の延伸を図ります。

また、「施設点検マニュアル」に基づく施設の点検を定期的を実施し、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。

新③施設の計画的な更新

長寿命化対策を講じない施設については、将来の財政状況の見通しも踏まえながら全庁的に更新事業の実施時期の調整 (優先順位付け) を行った上で「更新計画」として取りまとめ、更新経費の平準化と計画的な事業推進を図ります。

(3) 目標

- ・施設評価の実施による施設総量の適正化
- ・長寿命化対象施設における「長期保全計画」策定率
平成 26 年度 0% → 平成 29 年度 100%
- ・「更新計画」の策定 平成 27 年度

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①施設総量の適正化	「施設評価」の実施	施設評価結果に基づき廃止・統合等の検討・調整			
		→			
②施設の長寿命化	県有施設長寿命化ガイドラインの策定	長期保全計画の策定(第1次・第2次)	予防保全の実施		
		→	→		
	長期保全計画の策定(第3次)	予防保全の実施		→	
	→	長期保全計画の策定(第4次)	→	予防保全の実施	→
③施設の計画的な更新	全庁的な対応方針の検討	施設点検マニュアルに基づく点検実施			→
		→			→
③施設の計画的な更新	全庁的な対応方針の検討	更新対象施設の全庁的な実施時期の調整	→		更新計画の見直し
		更新計画の策定	計画的な更新の実施		

取組項目	経営方針 3 (3)	担当部課 (室)名	琵琶湖環境部 下水道課 森林保全課 農政水産部 耕地課 農村振興課 土木交通部 道路課 砂防課 都市計画課 住宅課 流域政策局 企業庁 総務課
	②インフラ施設におけるアセットマネジメントの推進		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

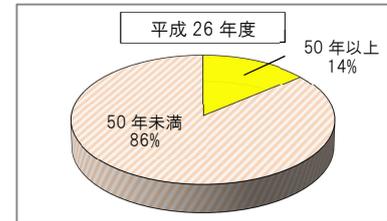
①道路施設

【橋梁】

15m以上の橋梁のうち建設後50年経過の橋梁は全体の約14%ですが、20年後には全体の約55%となり、橋梁の高齢化が急速に進行します。

増大が見込まれる修繕コスト縮減のため、劣化や損傷が顕在化する前に計画的・効率的に修繕する予防保全の考え方にに基づき、「橋梁長寿命化修繕計画」（対象：15m以上の橋梁）を平成23年度に策定し、補修対策を開始しています。

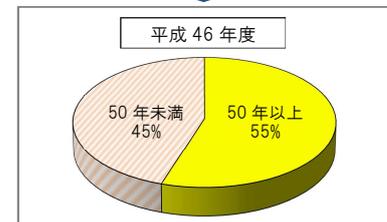
建設後50年を経過する橋梁(15m以上)



【トンネル】

平成18年度より本体の点検を実施していましたが、中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故も踏まえ、緊急点検を実施し、不具合箇所の対応にも取り組んでいます。

また、平成26年度より定期点検が義務化されたことから、5年に1回の定期点検を行っています。



【その他道路施設等】

舗装路面については利用者の安全性確保や沿道住民に対する騒音対策など多種・多様化する性能が求められることや舗装修繕に係わる技術的事項の新たな指針の発刊も踏まえ、平成25年度に「滋賀県舗装補修ガイドライン(案)」を策定しています。

また、道路照明灯、標識は、第三者被害が予想される構造物は平成25年度に全国一斉に点検済みで、適宜必要な修繕を実施しています。大型カルバート、シェッド類、横断歩道橋、門型標識等は平成26年度からの定期点検の義務化に伴い、適宜必要な修繕を実施しています。

②砂防関係施設

本県の砂防関係施設は、古くは明治11年から施設整備がなされ、高度成長期初期の昭和30年を境に急速に整備が進み、それ以降、集中的に施設の建設が続けられてきました。

砂防関係施設(砂防えん堤、床固、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊対策施設)は約5,200箇所にもなりますが、建設後50年以上の施設は、20年後には50%以上となり、老朽化の進行で補修や改築等の費用増が予想され、持続可能なメンテナンスサイクル構築に向けた取組が必要となっています。

全施設を対象とした詳細な点検・診断が困難な中、施設の安全性を落とさないよう、点検の管理基準を確保した上で、いかにして点検・診断を実施するかという点が課題となっています。

なお、国からの要請もあり、砂防関係施設の老朽化状況を把握するため緊急点検を実施しています。

③公園施設

県営都市公園は、6箇所あり、管理面積は計274haに及んでいます。うち4公園が開設後20年を超え、施設の高齢化が進行しており、老朽化に対する安全対策の強化、修繕・更新費用の平準化およびライフサイクルコストの最も低廉となる手法による取組が必要となっています。

このことから適切な維持補修等の予防保全的管理のもとで、既存ストックの長寿命化対策および計画的な修繕・改築・更新を行うため、平成24年に国で改訂された「公園施設長寿命化計画策定指針」に基づき、平成25年度に「公園施設長寿命化計画」を策定しました。

公園名	開設時期	面積(現在)	備考
尾花川公園	昭和29年	1.05ha	開設当初 0.3ha
びわこ文化公園(文化ゾーン)	昭和55年	43.20ha	開設当初 3.5ha
奥びわスポーツの森	昭和62年	21.30ha	開設当初 12.3ha
湖岸緑地	昭和55年	154.03ha	開設当初 30.3ha
春日山公園	平成13年	23.40ha	開設当初 7.4ha
びわこ地球市民の森	平成14年	30.98ha	開設当初 4.4ha

④県営住宅

昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設されたものが多く、平成に入ってからでも建替等で毎年度一定の建設がありますが、建設戸数は年々減少しています。現状のまま推移した場合、施設全体のうち、法定耐用年数経過の建物が 10 年後には約 13% となり、20 年後には約 15% に増加する見込みです。

平成 17 年度策定の「滋賀県営住宅ストック活用計画」と平成 23 年度策定の「滋賀県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、県営住宅の建替事業等公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を行い、長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減につなげていくことが重要な課題となっています。

⑤河川管理施設

高度成長期以降に整備した河川管理施設（樋門、可動堰等）は、建設から数十年が経ち、急速に老朽化する時期を迎えています。現状のまま推移した場合、施設全体のうち、建設後 40 年以上の施設が 11 年後には約 29% 程度となり、20 年後には約 60% 弱へと増加する見込みです。これら河川管理施設については、老朽化の進行に伴い、補修や更新等の維持管理費用の増大、設置年度や構造形式等の施設諸元、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など維持管理に必要な情報が不明な施設も多く存在していることから施設の詳細な調査の実施が喫緊の課題となっています。

これまで平成 19 年度に土木事務所管内毎に河川維持管理計画（案）を作成し、これに基づき河川巡視点検を実施し、河川管理施設や河道を適正な状態に保つため必要な維持管理を行ってきましたが、平成 25 年度には河川法が改正され、河川管理者は河川管理施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことが明確化され、これまで以上に維持管理の重要性が増しています。

⑥港湾施設

昭和 47 年から平成 9 年まで実施された琵琶湖総合開発事業による水資源開発公団の整備された施設（彦根港、長浜港、竹生島港）や総合開発事業に併せて整備された施設（大津港）が主なもので、現状のまま推移した場合、施設全体のうち、築 50 年以上の施設が 10 年後に約 10% 程度、20 年後に約 50% 程度へと増加する見込みです。

これまで県管理の 4 港湾（大津港、彦根港、長浜港、竹生島港）については、平成 19 年度の「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」に基づき、平成 23 年と 24 年に港湾施設のうち防波堤や係留施設など重要な施設について維持管理計画を策定しましたが、施設の老朽化が進む中、港湾施設全体の適正な維持管理の実施が重要な課題となっています。

⑦ダム施設

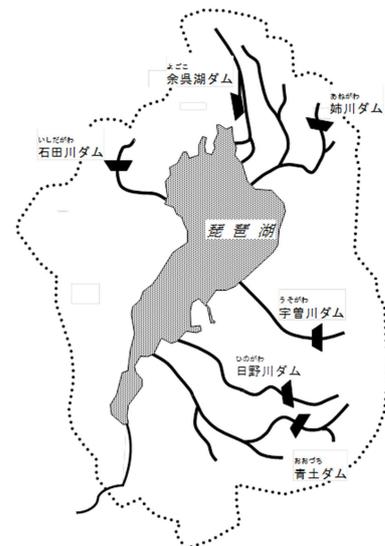
治水を主目的とするダム 6 か所の中には設置後 50 年以上経過のダムもありますが、今後も長期にわたり適正な管理運用を行う必要があります。

これまで故障・不具合が発生後に対症療法的な対応をしてきましたが、限られた予算の中、施設を長寿命化するためには、予防的な修繕・更新へと転換し、計画的な維持補修を行うことが重要です。

このため、限られた予算を効果的・効率的に投入し、ライフサイクルコストを意識した管理に努めるため、平成 25 年度から 3 か年の計画で「ダム長寿命化計画」を策定していくこととしています。

名称	型式	目的	運用開始	経過年数
余呉湖	自然湖	F・N	昭和35年1月	55年
日野川ダム	グラベルフィル	F・N	昭和41年4月	49年
石田川ダム	ロックフィル	F・N	昭和45年4月	45年
宇曽川ダム	ロックフィル	F・N	昭和55年4月	35年
青土ダム	ロックフィル	F・N・W・I	昭和63年4月	27年
姉川ダム	重力式コンクリート	F・N	平成14年4月	13年

※「F」洪水調節、「N」不特定利水、「W」上水道供給、「I」工業用水道供給



⑧農業水利施設等

農業水利施設等は、琵琶湖総合開発により集中的に整備され、既に 30 年以上経過し、一定のまとまりをもって老朽化が進行しています。

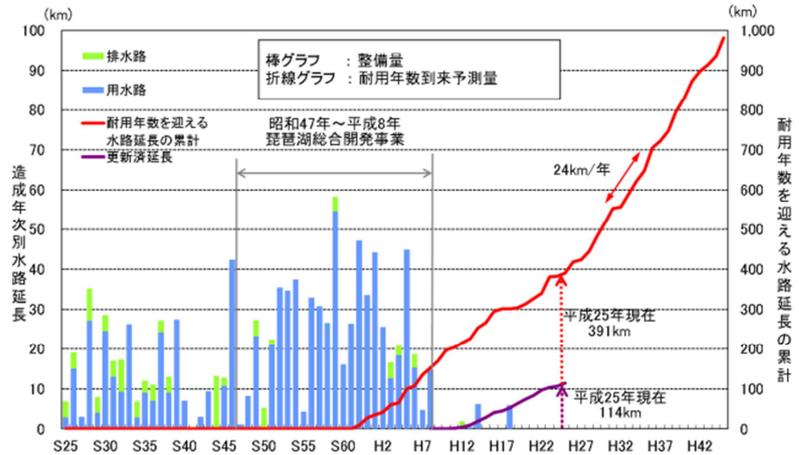
こうした状況は、維持管理や重大事故の発生リスク等を増加させ、農業の安定経営だけでなく、道

路に埋設した送水管の破裂等により県民生活にも影響を及ぼすことが懸念されます。

【農業水利施設】

平成 21 年 3 月に基本的な方針となる「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント全体計画」を策定し、平成 26 年 3 月に「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会」(県・市町・土地改良区等で構成)で「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」(10 年間の計画)が策定されました。

中長期計画は、施設ごとの機能診断結果から、ライフサイクルコストが最も経済的となる保全更新対策を示した機能保全計画を基に施設管理者が作成された地区中長期計画等を集計し、県全域の計画として取りまとめたもので、今後、この計画に基づく施設の保全更新対策の着実な実施が求められています。



【農業用ダムおよびため池】

平成 25 年度から点検調査による老朽度等の確認を進めており、今後、その結果をもとに施設管理者等と協議調整し、早期に補修・補強等の安全対策を講じる必要があります。

【農道(橋梁)】

平成 23 年度から簡易点検・調査を実施しています。今後、この結果をもとに、施設管理者である市町と協議調整し、早期に補修・補強等の安全対策に着手する必要があります。

【地すべり防止施設】

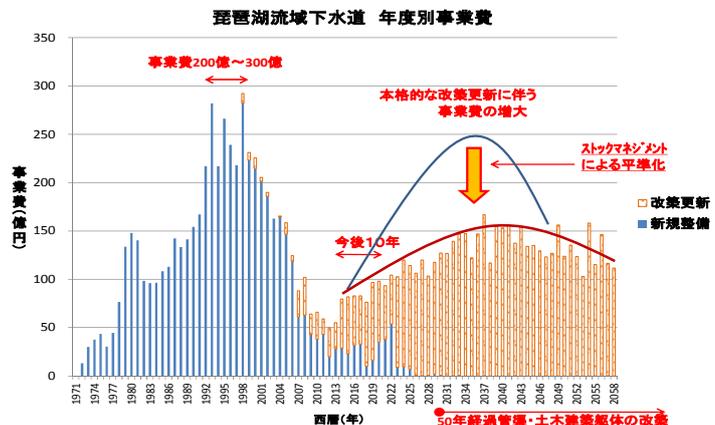
地すべり防止区域に指定されている雄琴地区および上仰木地区において、地すべり等防止法に基づき、防止工事の施工や防止区域の管理を行う必要があります。

⑨流域下水道施設

琵琶湖などの公共用水域の水質保全を目的とし、昭和 46 年に「琵琶湖周辺域下水道基本計画」を策定し、「湖南中部」「湖西」「東北部」「高島」の 4 処理区からなる琵琶湖流域下水道として整備を進めてきた結果、平成 25 年度末の下水道普及率は 87.9% (全国 7 位) となっています。

一方、これまでの施設整備の結果、膨大な下水道ストックを保有することとなりましたが、これらは年々劣化し、今後、修繕・改築に係るコストが増大するとともに、災害発生時には機能不全に陥る可能性もあるため、下水道ストックのより適正な管理を目指すため、平成 18 年度からストックマネジメントに着手し、平成 21 年 7 月に「琵琶湖流域下水道ストックマネジメントガイドライン」およびこれに基づく「中長期再構築計画」を策定しました。今後、一層の改築更新に伴う事業費の平準化に向けた取組が重要な課題となっています。

【流域下水道事業予算のストックマネジメントによる平準化と必要予算】



⑩治山施設

治山施設は、溪間工などが昭和 20 年頃から毎年一定数施工していますが、これらのうち建設後 50 年を超える施設は平成 40 年代以降に増加する見込みです。

現在、約 75%程度が点検完了済み(鋼製構造物は平成 23 年度に全施設点検済み)で、今後、残る施設の点検実施を予定しています。全治山施設の状態を把握のうえ、施設ごとにランク付け等の分類分けを行い、長寿命化計画を策定し、対策に取り組む必要があります。

①林道施設

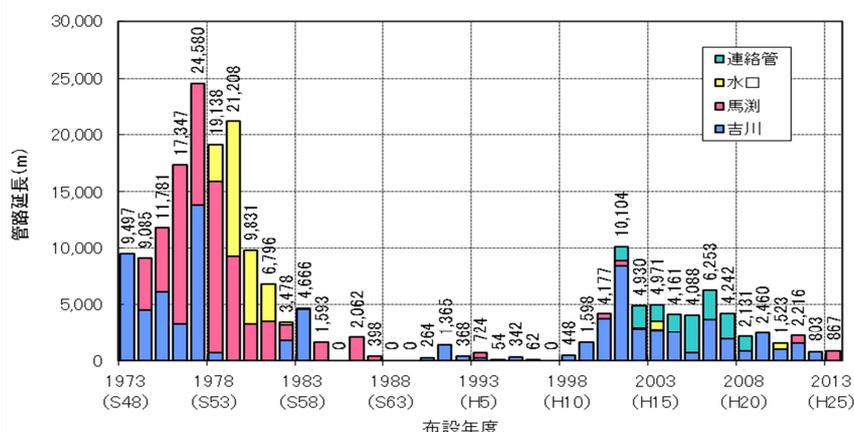
国が示すインフラ長寿命化計画では、林道分野における長寿命化対象施設は「橋梁」、「トンネル」、「その他重要な施設」と規定されているところですが、現在県が管理する林道において該当する施設はありません。しかし、重要な施設に対する長寿命化も含めた管理方針を策定する必要があります。

②工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設

管路の多くは、法定耐用年数(40年)が到来しますが、これらの更新費用は多額となり、事業執行に長期間を要することが見込まれています。また、吉川浄水場の液状化対策やその他浄水場等の耐震対策、電気・機械設備更新の事業費も多額となることを見込まれています。

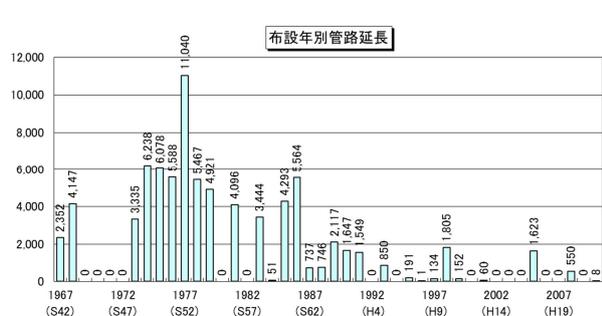
そこで、平成21年度から管路や施設の調査、更新計画の策定等を実施し、これらの計画を事業の平準化や水需要に応じた規模の適正化等を考慮して取りまとめ、今後の健全経営を維持しながら老朽化対策事業を円滑に執行することを目的として、アセットマネジメントの手法を用いて約40年間の長期施設整備計画(以下「アセットマネジメント計画」という)を策定することとしました。

■既設管路布設年度別表(水道用水)

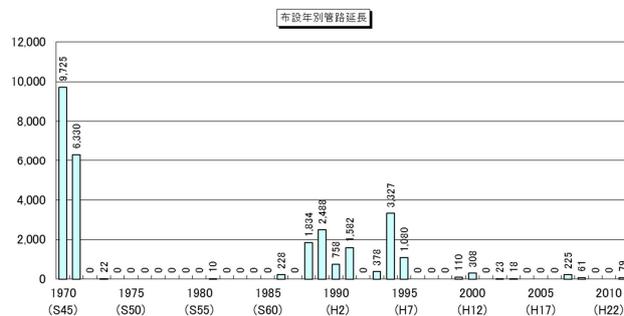


*S48~S58に初期の設備投資が集中
*H10以降は送水幹線や連絡管の整備など、第一次拡張事業を実施

■既設管路布設年度別表(工水:南部)



■既設管路布設年度別表(工水:彦根)



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

道路、下水道、農業水利施設等のインフラ施設の中には、昭和47年から始まった琵琶湖総合開発事業により集中的に整備されたものも多くあり、老朽化が進んでいることから、これまでから各施設所管課において、アセットマネジメントやストックマネジメントの取組が進められてきました。

施設によって状況や課題が異なることから、それぞれの施設の状況に応じて、長寿命化や更新等に係る対策を計画的、効率的に進めます。

(2) 具体的な取組内容

①道路施設

【橋梁】

点検結果に基づく「橋梁の健全度」や、対外的な影響等を考慮した「橋梁の重要度」を勘案のうえ、対策の優先度を決定し、計画的な補修対策を引き続き実施します。

今後は15m以下の橋梁についても長寿命化計画を策定し、補修対策を実施します。

【トンネル】

日常点検や定期点検により、本体工の変状および附属物の破損状況を早期に発見し、施設を常時良好な状態に保つために必要な情報を得ることとします。また、利用者被害の可能性のある状態に対し応急措置を講じ、必要に応じて詳細・追跡調査、対策の必要性を判定し、適宜必要な修繕を実施し、適切な維持管理を進めます。

【その他道路施設等】

舗装は、平成 25 年度策定の舗装補修ガイドライン案に基づき、舗装修繕計画を平成 26 年度に策定し、平成 27 年度以降計画に基づき修繕工事を進めます。その他の道路施設等も日常点検や定期点検により、適時必要な修繕を実施し、適切な維持管理を進めます。

②砂防関係施設

施設点検結果をもとに、施設の健全度、施設の重要度等を整理したうえで、国の「砂防関係施設の長寿命化策定ガイドライン（案）」等に沿って、砂防関係施設が長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的とした維持、修繕、改築、更新の対策を的確に実施するための長寿命化計画を策定し、計画的に施設の修繕、改築、更新を行い、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。

③公園施設

公園施設長寿命化計画に基づき、既存ストックの長寿命化対策および計画的な修繕・改築・更新を行い、老朽化に対する安全対策の強化、修繕・更新費用の平準化およびライフサイクルコストの最も低廉となる手法で事業を進めます。なお、公園施設長寿命化計画は、10 年間の計画期間で策定していますが、5 年毎に見直していきます。

④県営住宅

県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画に基づき、安全で快適な住まいを確保していくため、建替事業、ストック改善事業等を効率的・効果的に行います。

両計画は、社会情勢や県民ニーズを踏まえ、平成 27 年度に見直しを行い、見直し後の計画に基づき建替事業およびストック改善事業を進めます。

⑤河川管理施設

河川管理施設の調査を行い、施設の健全度等長寿命化に必要な情報の収集と評価を行います。

これらの結果に基づき河川管理施設長寿命化計画を策定し、予防保全型維持管理を含めた適切かつ戦略的な維持管理・更新（(ア)施設の点検、(イ)施設の補修、(ウ)施設の計画的な更新）に取り組み、中長期的なトータルコストの縮減や経費の平準化を図ります。

⑥港湾施設

港湾施設のうち防波堤や係留施設など重要な施設については、維持管理計画を策定しています。その他の維持管理計画を策定していない港湾施設について、現状の調査と評価を行い、策定済みの維持管理計画への追加など計画の見直しを行うことで港湾施設の総合的な維持管理計画を策定します。この計画に基づき、港湾施設の適切な維持管理に取り組み、トータルコストの縮減や経費の平準化を図ります。

⑦ダム施設

長期にわたり維持管理・運用を行うダム施設の適正な管理のため、従来の対処療法的な対応から予防的な修繕・更新へと転換し、計画的な維持補修を行うため、ダム長寿命化計画を策定します。計画を策定したダムから、計画に基づく改修・更新を実施します。

まず、ダムの現状について総合点検を実施し、それをもとにダム長寿命化計画を策定します。既に平成 25 年度に「日野川ダム」「宇曾川ダム」の計画を策定しており、平成 26 年度に「石田川ダム」「姉川ダム」の計画を策定し、平成 27 年度には「余呉湖ダム」「青土ダム」の計画を策定します。

そのうえで、平成 27 年度に 6 ダムの長寿命化計画を取りまとめて、予算を平準化し、より効率的効果的な運用ができるよう「滋賀県治水ダム長寿命化計画」を策定します。

長寿命化計画を策定したダムについては、計画に基づく予防保全的改修・更新を実施します。

⑧農業水利施設等

農業水利施設については、滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会で策定された農業水利施設アセットマネジメント中長期計画に基づき、保全更新対策を実施します。

農業用ダムおよびため池、農道橋については、点検調査等の結果に基づき、市町等の施設管理者と早期の対策実施に向けた協議調整を行い、適時適切な対策を実施します。

地すべり防止区域の管理を適正に行いつつ、地すべり状況等に応じた適時適切な対策を実施します。

⑨流域下水道施設

「琵琶湖流域下水道ストックマネジメントガイドライン」に基づき策定した「中長期再構築計画」について、策定時以降の点検・調査の結果の反映や対象施設の再整理を行い、見直しを実施します。

引き続き施設データの精度を向上させると共に、施設の健全度の再評価、改築更新の優先度見直し等を継続的に行います。

⑩治山施設

施設のランク付け（重要度、アクセスのしやすさ等）を行い、平成 27 年度策定予定の「長寿命化計画」に基づき、長寿命化対象施設において高ランクの箇所から計画的に点検および修繕を行います。

⑪林道施設

現在の県管理路線には、橋梁等の長寿命化対策が必要な重要施設はありませんが、今後、重要施設を管理することを想定し、林道施設に係る長寿命化計画を策定します。長寿命化の対象施設については、定期的な点検等を行い長期的な視点で管理していくこととします。

⑫工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設

アセットマネジメント計画に基づき、中長期的な視点に立った、技術的基盤に基づく計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営、資金確保方策を進めるとともに、施設の重要度、更新の優先度を踏まえた更新投資の平準化を図ります。

(3) 目標

・個別施設計画の策定 平成25年度 9計画 → 平成30年度 34計画

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

①道路施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
橋梁の長寿命化 (15m以上)		長寿命化修繕計画に基づく修繕・定期点検			
橋梁の長寿命化 (2～15m)			定期点検		
舗装の維持管理	舗装修繕計画の策定		舗装修繕計画に基づく修繕		
トンネル等の主要構造物の維持管理		定期点検、適時必要な修繕を実施			

②砂防関係施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等	施設点検・取りまとめ、管理・対策レベルの整理等		砂防関係施設長寿命化計画の策定等		

③公園施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画に基づく対策の実施	公園施設長寿命化計画に基づく施設の補修や改築の実施				

④県営住宅

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設の計画的な建替、維持管理等	県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画に基づく事業				
		県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画の見直し	見直し後の計画に基づく建替事業、ストック改善事業の実施		

⑤河川管理施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等		河川管理施設の現状調査および評価		河川管理施設長寿命化計画の策定	計画に基づく維持管理の着手

⑥港湾施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
維持管理計画の策定等		港湾施設の現状調査および評価		港湾施設の維持管理計画の見直し	計画に基づく維持管理の着手

⑦ダム施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等			日野川ダム、宇曾川ダムの改修・更新		
	石田川ダム、姉川ダム長寿命化計画策定			石田川ダム、姉川ダムの改修・更新	
		余呉湖ダム、青土ダム長寿命化計画策定			余呉湖ダム、青土ダムの改修・更新
		滋賀県治水ダム長寿命化計画策定			

⑧農業水利施設等

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
農業水利施設の長寿命化		農業水利施設アセットマネジメント中長期計画に基づく保全更新対策の実施 施設の監視、定期的な施設の機能診断の実施			
農業用ダムおよびため池、農道橋の補修・補強等		点検調査等の実施 点検調査結果に基づく補修・補強等の安全対策の実施			
地すべり防止対策		地すべり防止区域の適正な管理、状況等に応じた適切な対策の実施			

⑨流域下水道施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中長期再構築計画の見直し等		点検や調査結果等の反映			
		対象施設の見直し			
			中長期再構築計画の見直し		
				継続的な計画の見直し	

⑩治山施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等	全治山施設の調査完了	長寿命化計画の策定	計画に基づく維持管理等		

⑪林道施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等		長寿命化計画の策定	計画に基づく維持管理等		

⑫工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
アセットマネジメント計画の策定等		アセットマネジメント計画の策定	計画的な施設の更新等		

取組項目	経営方針 3	(3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	③「公共施設等総合管理計画」の策定および推進			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

現在、県有施設の老朽化が進行しており、今後、多くの施設が更新時期を迎えることから、財政上および施設管理上の重要な課題となっています。

こうした中、橋梁や下水道、農業水利施設等のインフラ施設では、「アセットマネジメント」の手法により長寿命化対策等を進めているほか、庁舎や学校等の建築物においても、平成26年5月に「県有施設利活用基本指針」を策定し、財政負担の縮減および平準化の観点から、施設総量の適正化や施設の長寿命化等の取組を推進しています。

また、建築物、インフラ施設、公営企業所管施設を含めた全ての施設を対象に、長期的な観点から更新・統廃合・長寿命化等の対応方針を定める「公共施設等総合管理計画」の策定に向けた検討も進めています。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

全ての施設を対象に、今後の財政状況や人口動態の変化等を踏まえた公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの対応方針を長期的な観点から定める「公共施設等総合管理計画」を関係部局による横断的な検討体制のもとで策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

(2) 具体的な取組内容

新①公共施設等総合管理計画の策定

平成27年度中に「公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的かつ全庁的な観点から老朽化対策を推進するとともに、公共施設等の計画的な管理を行います。

公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等の現状および将来見通し
2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
 - (1) 現状や課題に関する基本認識
 - (2) 所管施設に係る管理に関する基本方針
 - ①点検・診断等の実施方針 ②維持管理・修繕・更新等の実施方針 ③安全確保の実施方針 ④耐震化の実施方針
 - ⑤長寿命化の実施方針 ⑥統廃合や廃止の推進方針 ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
4. 計画の推進にあたって

拡②個別施設計画の策定

施設分野ごとの個別施設計画を策定し、ファシリティマネジメントやアセットマネジメントの取組を推進することにより、財政負担の平準化や公共施設等の最適配置等を推進します。

(3) 目標

- ・ 公共施設等総合管理計画の策定 平成 27 年度
- ・ 個別施設計画の策定 平成 25 年度 9 計画 → 平成 30 年度 34 計画

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①公共施設等総合管理計画の策定	計画策定に係る検討・作業	公共施設等総合管理計画の策定		計画の進行管理	
②個別施設計画の策定	施設分野ごとに「個別施設計画」の策定・検討等				